

## 大阪府指定出資法人への人的関与の必要性が認められたポスト（一覧）<平成28年7月>

参考資料1

※「大阪府国際交流財団」「大阪府保健医療財団」<平成29年10月>  
「大阪外環状鉄道株式会社」<平成30年10月>

### ※人的関与の必要性

- ・認められる・・・役員ポストに、引き続き府関係者を就任させる理由が認められる。
- ・条件付きで認められる・・・役員ポストに、引き続き府関係者を就任させるにあたり、期限等条件を附して認められる。
- ・認められない・・・役員ポストに、引き続き府関係者を就任させる積極的理由が認められず、官民同時公募により最適な者を選任又は当該役員ポストの設置を見直すべき。

### ※審議方法

- ・個別・・・前回点検結果より、法人が抱える課題等に変化のあるポストについて、法人所管部局へのヒアリングを実施の上、審議。

- ・一括・・・前回点検結果より、法人が抱える課題等に変化のないポストについて、ヒアリング等を省略の上、審議。

番号	法人名 (設立年月日)	役職名 (勤務形態)	人的関与の必要性		審議方法		大阪府指定出資法人評価等審議会 意見
			認められる	条件付きで認められる	認められない	個別	
1	(公財) 大阪国際平和センター (H1.7.25)	業務執行理事 (常勤)	○			○	当該法人は、府市の共同事業として、常設展示や特別展などを通じ戦争の悲惨さを次代に伝え、平和の尊さを発信していく役割を求められている。また、代表理事が非常勤であることから、業務執行理事は、法人の実質的な責任者として、また、実務面において、府・市の平和施策に関する方針をしっかりと把握し、法人に求められる役割を果たしていくためにも、関係機関・団体等の様々な意見を受け止め、バランス感覚をもって法人経営にあたりうる府関係者が継続的に就任することには、一定の妥当性が認められる。
2	(公財) 大阪府国際交流財団 (H1.1.25)	常務理事 (常勤)		○	○		当該法人は、外国人労働者の増加など府の国際化施策を取り巻く環境が大きく変化する中、平成33年度末までとしていた存続期間について、今後も存続させ、今日の課題に対応するとともに、理事長を非常勤とし、新たに常勤の役員を配置することとされたところである。 このような状況の中、府施策に沿った外国人住民の安心・安全に向けた環境整備や多文化共生機能の強化が求められている。また、府が出損している基本財産を保持する一方、収入確保策に取り組み、健全な経営を行う必要がある。これらの課題に対応するためには、府と法人との密接な連携が必要であり、対象役員に府関係者を就任させる必要が認められる。【H29.10意見書内容反映】
3	(株) 大阪国際会議場 (S33.8.9)	専務取締役 (常勤)	○			○	当該法人は、平成26年度から平成30年度まで指定管理者として、府立国際会議場の管理運営を行っており、指定管理応募時の提案内容の確実な履行が求められる。 当該法人に対する府の出資比率は50%であるが、議決権比率では50.34%と50%を上回っていることに加え、今後、厳しい経営が見込まれることなども踏まえると、最大株主として、引き続き、財務の健全性を維持した法人経営を行うため、府関係者を役員に就任させ、法人経営に関与させていくことが必要。
4	(公財) 大阪府保健医療財団 (S40. 7.26)	理事長 (非常勤)		○		○	これまで課題となっていた府立中河内救命救急センターの東大阪市への移管については、平成29年4月に、当該法人から東大阪市が設立した地方独立行政法人に指定管理が変更され、法人として役割を終えたところ。 一方、当該法人については、がん検診の受診率向上や精度管理の充実、循環器病対策のためのデータ分析などにおいて、府施策との連携・一体性が一層求められており、また、法人経営の自立化に向け収支均衡を図ることが急務となっている。これらのことから、法人経営の自立化に一定の見通しが立てられるまでの間は、医療分野において行政的調整能力を発揮できる府関係者が関わるべき必要性が認められる。【H29.10意見書内容反映】
5	(公財) 大阪産業振興機構 (S59.7.10)	理事長 (常勤)		○	○		現在、大阪市都市型産業振興センターとの統合の検討が進められていること、府の商工施策の推進に係る実施機関的な位置づけの法人として担うべき役割は大きいこと等の理由から、当面、府が人的関与を続ける妥当性は認められる。 ただし、今後の統合協議の状況を見ながら、府の人的関与の必要性について点検することが適当であると考える。 なお、府の商工施策を今後より一層推進するため、対象役員を中心に法人の役割の充実・強化が図されることを期待する。
6	(公財) 千里ライフサイエンス振興財団 (H2.7.31)	専務理事 (常勤)	○			○	府と連携して、府のバイオ戦略を推進する中で、若手研究者の育成など法人が果たすべき役割を担うため、「産・学・官」の連携スキームとして、理事長(非常勤)は研究者、実務を担う常務理事兼事務局長は府関係者、それ以外の役員(非常勤)は産業界等から構成する法人経営体制を講じていることの妥当性が一定認められる。
7	大阪信用保証協会 (S23.10.26)	常勤役員 (常勤)	○			○	当法人は、中小企業施策の根幹をなす制度融資等による適正な信用保証業務を行うため府が主体となって設立した大阪府中小企業信用保証協会と大阪市信用保証協会が統合した法人であり、信用保証制度をベースとした金融セーフティネットの維持・向上など地域金融政策を府と協調して推進することが求められる。また、制度融資等に対する損失補償(H27年度・約37億円)など、府財政に多大な影響を与えるリスクを踏まえた求償権の適正管理を行う必要があり、引き続き府の関係者が就任する必要があると認める。
8	(公財) 西成労働福祉センター (S37.9.21)	代表理事 (非常勤)		○		○	当該法人は、あいりん地域の日雇労働者対策を実施する行政機関としての役割を代行する機関とも言え、日雇労働者の高齢化等に伴う生活保護や就労支援などの新たな課題も顕在化する中、国・大阪府・大阪市・警察などの関係機関とも緊密な連携を図り、あいりん地域における各種施策を円滑に実施していく必要があることから、引き続き、府関係者が役員に就任する必要性が認められる。 現在、大阪市では、西成特区構想の実現に向け、有効な施策を検討、実施・推進しており、当該構想の内容により、法人のあり方・役割も大きく影響を受けることになることから、西成特区構想が具体化されるまでの間は、現行どおり府関係者2名を配置することとし、その後については、改めて代表理事の配置形態、業務執行理事との役割分担等について検討が必要。

## ※人的関与の必要性

- ・認められる・・・役員ポストに、引き続き府関係者を就任させる理由が認められる。
- ・条件付きで認められる・・・役員ポストに、引き続き府関係者を就任させるにあたり、期限等条件を附して認められる。
- ・認められない・・・役員ポストに、引き続き府関係者を就任させる積極的理由が認められず、官民同時公募により最適な者を選任又は当該役員ポストの設置を見直すべき。

## ※審議方法

- ・個別・・・前回点検結果より、法人が抱える課題等に変化のあるポストについて、法人所管部局へのヒアリングを実施の上、審議。
- ・一括・・・前回点検結果より、法人が抱える課題等に変化のないポストについて、ヒアリング等を省略の上、審議。

番号	法人名 (設立年月日)	役職名 (勤務形態)	人的関与の必要性		審議方法		大阪府指定出資法人評価等審議会 意見
			認められる	条件付きで認められる	認められない	個別	
10	(一財) 大阪府みどり公社 (S61.2.28)	理事長 (常勤)	○			○	当該法人は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」(平成25年12月公布)に基づき、平成26年5月に、農地中間管理機構として知事から指定を受けるなど、準公的機関としての位置づけが強まっており、府と密接な連携のもとに事業を推進できる府関係者の継続的配置は必要と考える。
11	(公財) 大阪府都市整備推進センター (S34.9.7)	理事長 (常勤)	○			○	大阪府タウン管理財団との統合を控えており、統合後の法人のあり方等について、府及び関係団体と円滑な調整を行う観点からまちづくり行政に精通した府関係者の配置が必要と考える。 また、巨大地震対策関連で喫緊の課題である密集市街地対策をはじめ法人が行うまちづくりの支援事業については、府との役割分担のもと、府のまちづくり施策と整合を図り、市町村・関係住民等と取組を進めていく必要がある。 そのため、府において市町村・地域住民と一緒にとなったまちづくりの経験・知識を十分に有し、これら施策上の要請に応えうる者が役員に就任し、適切な役割分担のもと、これら業務を法人経営上の観点から所掌し、指揮統括することが必要であると認められる。
12		常務理事 (常勤)	○			○	さらに、公益目的事業の柱の一つである阪南2区事業においても、受入土量を確保するためには、府、市町村をはじめとする公的団体の公共事業の状況を把握し、適切な調整を行える府関係者を配置することが適当である。
13	大阪府道路公社 (S58.4.1)	理事長 (常勤)	○		○		当該法人は、平成29年度当初を目指すに道路公社路線も含めた料金体系の一元化を目指すなど、ハイウェイオーソリティー構想（都市圏高速道路等の一体的運営主体）の推進に取り組んでいる。公社が道路事業者として府と一緒に立って協議に参画し、同構想を実現するためには、府関係者が理事長に就任する必要性が認められる。
14	大阪高速鉄道 (株) (S55.12.15)	代表取締役社長 (常勤)	○		○		当該法人は、府内の放射状の既存鉄道を環状方向に有機的に結び、ネットワークを強化する公共交通機関としてモノレールを整備するために、府・民間企業が共同で出資して設立した法人であり、桁、支柱、駅舎等のインフラ部は府が管理、車両や電気・通信設備等のインフラ外部は当該法人が管理するというスキームとなっている。
15		代表取締役専務 (常勤)	○		○		事業の状況としては、門真以南への延伸計画の決定による資金調達の必要性などの新たな課題が生じている。当該法人の事業は府の交通政策と密接な関係を有しており、法人の課題について府と当該法人が密接な連携のもとに対応していくことが求められることから、最大出資者でもある府が主体的に経営に関与していくべきであり、常勤役員に府関係者を配置する必要性は認められる。
16	大阪外環状鉄道 (株) (H8.11.21)	代表取締役社長 (常勤)	○		○		同社は、沿線住民の利便性向上、都心ターミナルの混雑緩和及び沿線地域のまちづくりへの貢献等に向け、既存の城東貨物線を活用して、おおさか東線を整備するために、大阪府・大阪市・JR西日本が中心となって設立した法人であり、平成30年度末に全線開業を予定しているところである。
17		常務取締役 (常勤)	○		○		全線開業後は、残事業として家屋賃貸及び環境アセス対応の遂行に2年を要する見込みであり、設立経緯などを踏まえると、少なくとも残事業完了までの間は、大阪府・大阪市・JR西日本の3大株主が責任をもって対応するとしたスキームが維持される必要があることから、府の関与の必要性が認められる。【H30.10意見書内容反映】
18	大阪府土地開発公社 (S49.5.1)	理事長 (常勤)	○			○	府の公共事業用地の先行取得が法人の事業であり、法人と府の関係では、実質的に法人は府のガバナンス下にあると言える。一方で、公共事業用地の先行取得は、場合によっては、府において収用案件となる可能性もあるなど、行政に特有の業務であることから、公共事業用地の買収等に精通した者を役員に配置することには、一定の合理性が認められる。
19		常務理事 (常勤)	○			○	
20	大阪府住宅供給公社 (S40.11.1)	理事長 (常勤)	○			○	当該法人は、約22,000戸の公社賃貸住宅、約670戸の民間借上型特定優良賃貸住宅の管理・運営、府営住宅約12万戸の計画修繕、約6万5千戸の管理・運営等を行っている。(平成27年度末時点) 約1,600億円の借入金の削減が最大の課題であり、また、公社借入金に対する府の損失補償も約548億円と膨大であるため、公社債権の格付け(A+安定的)の維持及び計画的な発行、特定優良賃貸住宅の収支改善などに取り組んでいかなければ、府財政に甚大な影響を及ぼすこととなる。
21		常務理事 (常勤)	○			○	当該法人が府の住宅まちづくり施策と密接な関係を有していることも踏まると、こうした取組を進めるに際しては、府が主体的に関与していくべきであり、常勤役員に府関係者を排他的に配置する必要性は一定認められる。
22	(一財) 大阪府タウン管理財団 (H3.7.1)	理事長 (常勤)	○		○		当該法人は、速やかな事業の縮小が課題であり、かつその内容は、地元自治体等への資産の継承(処分)が主たる課題であることから、市町村との調整・折衝等の十分な経験を有した府関係者が就任し、その陣頭指揮にあたることは、妥当な対応であると考えられる。また、事業拠点が千里・りんくうと分散しており、それそれに意思決定の現地性が求められることから、2名の常勤役員に府関係者を配置することもやむをえない。 なお、府関係者の配置は、大阪府都市整備推進センターとの統合を実現するまでとし、この間ににおいては資産処分の状況をみながら、各事業拠点における常勤役員の配置の必要性を点検することが適当と考える。
23		常務理事 (兼千里事業本部長) (常勤)	○		○		